第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１ 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

（１）歴史的建造物の維持保全に関する課題

本町の歴史的風致を構成する重要な要素である歴史的建造物（文化財指定を受けた建造物及び未指定の歴史的に価値の高い建造物）については、指定文化財を中心に、適正な管理に努めてきているが、建造物の老朽化は確実に進んでおり、維持保全が困難になりつつある。

また、平成 28 年（2016）4 月には県内で大規模地震（平成 28 年熊本地震）が発生しており、人吉盆地南縁断層の位置する本地域も、歴史的な価値の高い建造物の被害を防ぐため、耐震性を高め、適切な維持管理を進める必要がある。

本地域の歴史的建造物の最たる特徴である茅葺きの屋根は、近年の気象変動や茅材自体の変化により、過去と比較して劣化が速まっているとの指摘もあり、さらには、その茅素材の調達では近県も含め困難な状況となっている。

さらに、観音堂や小規模な堂宇などは、集落単位での維持管理となっているものが多く、点検、清掃、風通しといった恒常的な維持管理に関わる人数、機会、技術等の低下があり、文化財の指定を受けているものと比較して、毀損の進行も早く、原状を考慮しない改修等も見られている。

幸野溝については、幸野溝土地改良区や受益農家等による適切な維持管理と景観向上などの取り組みが行われているが、除草した雑草の流入や水路沿線の防草対策といった課題がある。

毀損が進行する小規模な社寺①

毀損が進行する小規模な社寺②

（２）伝統を反映した人々の活動に関する課題

本計画に歴史的風致として位置づけをしている伝統を反映した人々の活動のうち、市房山神宮里宮神社のどっこい祭と関連する神幸式（神輿巡行）や奉納舞がなされる浅鹿野棒踊り、明導寺阿弥陀堂や八勝寺阿弥陀堂などでも奉納舞として踊られている東方組太鼓踊りについては、年々担い手が減少しており、その存続すら危ぶまれているものもある。

球磨神楽については、人吉球磨の広域に亘る保存会が形成されており、地域間の連携が行われている。東方組太鼓踊りについても、日本遺産の認定を契機として、人吉球磨管内の各保存会が連絡協議会を組織し、担い手確保などの共通課題に関する検討を進めている。

しかし、浅鹿野棒踊りについては、踊りの経験者 30 名程度は集落に残っているものの、高齢化と後継者不足により、集落内での踊りはほとんど行われなくなっており、町内の中学生等へその伝承を委ねるといった状態となっている。

相良三十三観音巡りにみる歴史的風致において、参詣者や観光での来訪者数は、日本遺産認定や観音堂近隣の八勝寺阿弥陀堂保存修理工事による話題性などもあり、年々増加傾向にあるが、観音堂の位置する集落の住民等で行われている「お接待」については、参画する人々の高齢化や集落内の世帯減少などにより、その活動の低下が見られる。

近年、観音堂によっては、「お接待」を行っていた集落と、隣接する地域の住民が「お接待」の役割を受け持つ地域間の連携も見られはじめたが、総体的には参画する人数が減少している。

お接待の様子（上里観音堂）

お接待の様子（宝陀寺観音堂）

また、町内全域で広く行われている神社や堂宇に関する祭礼行事には、稲荷信仰をはじめ、五穀豊穣祈願や「さなぼり」といった農業に関わるものが多い。

本町の平地の大半は農地で、産業別人口でも農林業が最多となっているが、農業従事者の減少は深刻となっており、後継者の有無などの聞き取り調査に基づく年齢別の耕作農地は、20 年後には農地面積ベースで約 7 割弱が 71 歳以上のいわゆる高齢者が管理を行う農地となることが予測されている。

農業従事者の大幅な減少は、農業生産や集落行事などの活動低下はもとより、耕作放棄地の増加や、畦畔、水路の維持管理の低下といった面から、豊かな田園風景が滅失していくことも懸念されている。

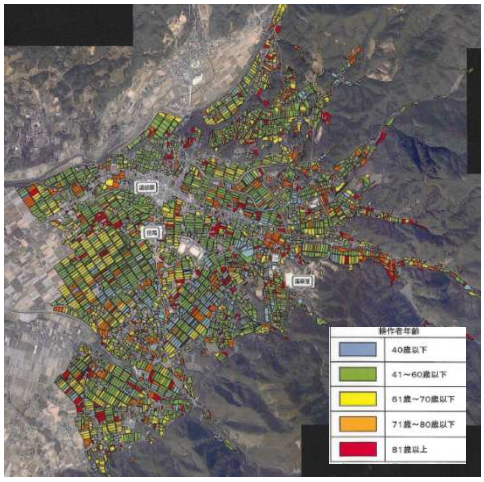

平成 28 年時の耕作者年齢別の農地

20 年後

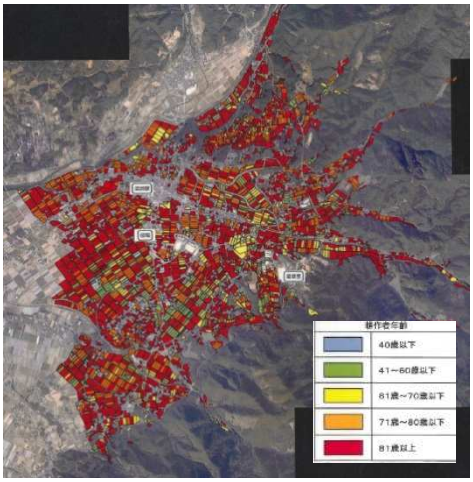

平成 48 年時の耕作者年齢別の農地予測

（３）まちなみと景観形成に関する課題

本町の歴史的風致に関するまちなみや景観として、八勝寺阿弥陀堂と宝陀寺観音堂等が位置する山間部、明導寺阿弥陀堂と明導寺本堂、市房山神宮里宮神社に至る集落部と集落を取り巻く田園部に大別できる。

山間部としては、八勝寺阿弥陀堂と宝陀寺観音堂の周辺は地域住民等が行う清掃などの熱心な維持管理により、建造物と共にその周辺は良好な景観が保たれており、背景となる山々は大半が町有林で、スギ・ヒノキを主体とした造林地となっており、地域住民等との協議も交え適切な管理が行われている。

しかし、こうした建造物周辺では、適切な管理がなされず放置されたままの状態となっている箇所も見られることから、特に明導寺阿弥陀堂や八勝寺阿弥陀堂、宝陀寺観音堂周辺では境内も含めた樹木の剪定が課題となっている。

また、日本遺産の認定効果等もあり観光客が増加しているが、歴史的建造物の周辺環境としては、未舗装の駐車場や公衆トイレの位置や規模といった面での整備が必要となっている。

数多くの社寺堂宇等があり相良 700 年の歴史をより身近に感じさせる集落部においては、これまで 4 階建て以上の建造物もなく、遠望としては良好な景観が保たれてきているが、施策としてのまちなみや景観形成の取り組みがなされてこなかったこともあり、中心市街地周辺では、多様な外観の建造物や看板等林立しており雑然とした印象が持たれている。

歴史的建造物等へつながる町道等の道路においては、車の対面通行も困難な狭隘部分があり、交通アクセスの向上を図る必要がある。
また、舗装や道路側溝ふたの劣化といった、まちなみの印象を低下させる修繕が必要な箇所も年々増加している。

（４）歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する課題

本町の歴史的風致は、固有の資源であるとともに、後世に確実に継承すべきものであり、地域住民等がその価値を理解し、維持向上のための意識向上を図りつつ、それに関わる多様な活動等に積極的に参画していくことが求められる。

また、近年は観光スタイルの変容やくま川鉄道の観光列車運行開始等の契機もあり、本町の歴史的資源を目的とした観光客が増加しており、地域住民はもとより観光客への歴史文化に関する多様な情報発信が不可欠となっている。

本町には、豊かな自然環境に囲まれ、県内最古の木造建築とされる明導寺阿弥陀堂をはじめ、相良 700 年の歴史を感じさせる社寺堂宇等、明導寺本堂やくま川鉄道湯前駅本屋といった文化的にも価値が高い近代の建造物、あるいは世界かんがい遺産として認定登録がなされた幸野溝、球磨焼酎醸造場など多様な歴史的資源が点在している。

これらの情報を発信する案内看板が各所に設置されているものの、個々の意匠に統一感がなく、老朽化しているものも数多く見られ、良好な景観に調和していないものがある。

また、表示には外国語併記が極めて少なく、今後増加していくことが見込まれる外国人観光客の案内誘導が十分であるとは言い難い。

さらに、観光客等に歴史的資源や地域住民等の伝統的な活動を案内、説明する観光案内人といった人材の育成は、近年始まったばかりであり、更なる育成と活動等が課題となっている。

２．上位関連計画との関連性

（１）湯前町第 5 次総合計画

本町では、町の将来像を「～活き活きと輝き　誇れる町　ゆのまえ～」として、平成 23 年（2011）3 月に第 5 次総合計画を策定（平成 27 年（2015）に後期 5 年間の基本計画を策定）している。

この町の将来像に向かい、「匠の技と思いが拓く産業づくり」、「水とみどりの豊かな住環境づくり」、「ほっとする笑顔あふれる福祉づくり」、「未来へつなぐ人づくり」、「ともに考えともに創るまちづくり」の 5 つの視点に基づいた施策展開が計画されており、本町の魅力であり象徴である、水とみどりの豊かな自然環境の中で、その自然と歴史を守りつつ、住民が住んでよかったと実感できる地域の実現を目的としている。

本計画と総合計画の 5 つの視点の間には、関連する事項が数多くあるが、直接的に関連のある基本施策として、「未来へつなぐ人づくり」の中で、文化財保護と文化振興として次のように整理している。

第４節　文化財保護と文化振興

１．現況と課題

本町には美しい自然と農村風景のなかに、数多くの有形、無形の文化財が存在しています。これら文化財の多くは長い歴史の中で、保存、継承されてきた遺産であり、町の歴史や文化を理解するために重要なものです。また、これら文化財によって語られるストーリーが「日本遺産」として認定されました。しかしながら、地区で守られてきた文化財も多く、地域住民の高齢化のなか、新たな文化財の保存と活用方法を確立することが求められています。文化団体については、学習意欲の増大に伴い、多様化するニーズに対応できるように、団体の育成支援や活動の場となる中央公民館などの施設の拡充が必要になってきています。湯前まんが美術館においては、那須良輔作品を展示するとともに、「まんが」に特化した企画展示を開催するなど集客力を高め、マンガを核としたまちづくりにどのように展開していけるかが課題です。

２．基本方針

ふるさと文化の振興のため、文化財の保存と活用に努め、文化団体の育成、湯前まんが美術館事業の充実を目指します。

３．施策の体系

（１）文化財愛護意識の高揚

（２）未指定文化財の調査

（３）指定文化財の維持管理

（４）日本遺産の活用

（５）湯前まんが美術館の充実

（６）文化団体の育成

（７）新湯前町史刊行の計画

４．基本計画

（１）文化財愛護意識の高揚

中央公民館主催の「歴史探訪講座」や小学生の町内探険、特に太鼓踊りや棒踊りなどの無形民俗文化財については、小・中学校の総合学習の時間をとおして踊りを体験することで、後継者育成、文化財愛護意識の高揚を図ります。

（２）未指定文化財の調査

文化財の調査については、各地区の古社寺、石造物については終了していますが、今後、各家所蔵の文化財などについて調査を進めていきます。

（３）指定文化財の維持管理

城泉寺阿弥陀堂や御大師堂については、国や県等の補助事業を活用して修理を行い、御大師堂については盗難防止のための整備を行います。また、文化財の保存活用計画を策定し、文化財周辺も含めた周辺の環境整備も行います。

（４）日本遺産の活用

日本の文化・伝統を語るストーリーに認定された文化財を中心に、数多くの有形・無形の文化財について、国内外に情報を発信し、観光振興や交流人口の増加に努めます。

（５）湯前まんが美術館の充実

より漫画に親しんでもらえるような展示を計画し、周辺観光施設や多方面との連携を図りながら、広報活動を進めていきます。また、より良い展示を行うためにも施設の整備を段階的に計画し、観覧しやすい環境づくりを行います。

（６）文化団体の育成

文化協会など文化団体の育成、助成に努め、また、利用される施設の拡充を進めていきます。

（７）新湯前町史刊行の計画

湯前町史刊行以来４５年以上が経過し、その間に発見された資料も多く、それらの資料を収集しながら、新湯前町史の刊行を計画していきます。また、学校教育、総合的な学習の時間にも有効な、平易な副読本の作成を計画していきます。

（２）湯前町過疎地域自立促進計画

過疎地域自立促進計画では、総合計画に則し以下の事業を計上している。

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体
7　地域文化の振興	(1)　地域文化振興施設等	城泉寺屋根修繕工事	湯前町
		城泉寺史跡指定事業	湯前町
		御大師堂修理事業	湯前町
		宝陀寺等周辺整備事業	湯前町
		城泉寺駐車場・トイレ改修事業	湯前町
		まんが美術館前町道歩道改修等工事	湯前町
	(3)　その他	無形民俗文化財保存継承事業	湯前町
		新町史編纂事業	湯前町

（３）湯前町総合戦略

日本創成会議による「消滅自治体リスト」の提言が契機となり、人口減少、東京一極集中の是正が全国共通の課題と認識され、「地方創生」の議論が急激な高まりを見せた。大都市圏などへの人口流出や少子化により加速する地方の人口減少を食い止めるとともに、地域に活力を取り戻し、人口減少と地域経済縮小の悪循環を克服するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく総合戦略がとりまとめられた。

本町においては、これまでも地方創生に先駆けて、「湯前まんが美術館」、「湯前駅」、「湯楽里」、「城泉寺、八勝寺、相良三十三観音」など重要な地域資源を活かした「まち」づくりを進め、「ひと」「もの」の交流を促進してきた。

同時に、「しごと」においては、「林業資源の活用」、「農地の保全」、「福祉施策の充実」による雇用創出を図り、観光の振興や産業の活性化を進めてきた。

しかし、本町では人口が減少し続けており、人口減少や過疎化の克服、家族や地域の絆の再生、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点のもとで、「ゆのまえが好き」と思える「笑顔あふれるまちづくり」のさらなる推進が求められている。

そのような中、平成 27 年度（2015）に、平成 31 年度（2018）までの 5 ヶ年を計画期間とし、平成 72 年（2059）には 1,627 人まで減少すると推定されている人口を 2,148 人まで増やすという目標を掲げ、その実現に向け 5 年間で実現する以下の４目標を定めている。

目標 1　湯前の発展を支える産業と、持続的で魅力ある雇用を創る
目標 2　湯前への人の流れを創るとともに、人材の流出を抑制する
目標 3　町民の結婚・出産・子育ての希望を叶え、笑顔があふれる地域を創る
目標 4　町民が誇りを持ち、安心して活き活きと暮らし続けることができる地域を創る

これらの目標の中で、本計画と最も関連が深い項目としては目標 4 の「町民が誇りを持ち、安心して活き活きと暮らし続けることができる地域を創る」であり、“郷土を想う心と誇りが輝き、安心して生活できるまちづくり”を基本方針として、郷土を愛し行動する町民の想いや誇りに基づいた、安心安全な地域づくり、歴史・伝統・文化の継承などの取組を推進するとしている。

また、この施策の重要業績評価指標を文化財保護と文化振興に対する住民の満足度と地域伝統芸能等保存事業へ参画する住民の数としており、以下の事業を施策として位置づけている。

重要業績評価指標

項　　目	基準値 （現状値）	目標値 （平成 31 年度）
文化財の保護と文化振興に対する満足度 （「満足」＋「やや満足」の割合の合計）	49.8%	60.0%以上
地域伝統芸能等保存事業へ参画する地域住民の数	―	50 人

湯前町総合戦略に計上している歴史文化関連の主な事業

事業名	主管課
保存会による伝統芸能等の保存活動の支援	教育課
事業概要	
太鼓踊りや棒踊りなどの無形民俗文化財の保存活動に取り組んでいる保存会の活動を支援することで、長い歴史の中で保存継承されてきた遺産を後世に伝えるとともに、町民のまちの歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛を育みます。	

事業名	主管課
地域伝統芸能等保存事業	教育課
事業概要	
失われつつあり、記録の少ない各地域の伝統芸能等（祭り、伝説、神話、民話、伝統芸能、伝統技能、習俗等）を映像に記録・保存し、地域の伝統芸能伝承の手段として映像媒体を用いることで、口伝では難しいとされる技能等の継承を行います。	

事業名	主管課
総合学習等における郷土学習	教育課
事業概要	
「総合的な学習の時間」等を活用した、郷土への関心が深まるような課題づくりや探究活動などを実施し、豊かな心をはぐくみ、郷土への理解を深めていくような授業を実施します。また、郷土の素材や地域の人材を活用していくことで、地域と学校とのつながりを強化します。	

事業名	主管課
生涯学習等における郷土学習	教育課
事業概要	
「歴史探訪講座」や小学生の町内探検など、生涯学習等において実施している郷土の歴史・文化・芸能等に関する学習機会を提供することで、町民の郷土に対する関心を深めていきます。	

事業名	主管課
地域における子ども会活動の推進	教育課
事業概要	
子ども会活動は、同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら地域のことを学ぶことのできる場となっていますが、少子化により会員数は減少しその活動の存続自体が厳しい状況となっています。単独地区だけでなく、近隣行政区や、老人会、婦人会等との交流などを推進し、郷土愛を育みます。	

（４）終着駅効果と地域資源活用による地域活性化戦略

終着駅効果と地域資源活用による地域活性化戦略は、湯前町総合戦略の個別計画として策定しており、くま川鉄道湯前駅本屋が終着駅（始発駅）であることに主眼を置き、駅周辺開発・整備、若者にとっての魅力ある雇用創出、空き家等の活用による移住定住促進等を目的としている。

この活性化戦略においても、郷土文化展示・体験環境整備や歴史文化利活用着地型観光事業、町内サイン計画・案内板整備事業などが計上されており、本計画との緊密な連携が必要となっている。

（５）歴史文化基本構想

歴史文化基本構想は、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものであるが、本町はこの構想を策定しておらず、歴史的風致の維持向上を図っていく上でも、早急に基本構想を策定することが必要となっている。

（６）都市計画との関係

本町は過疎地域であり、都市計画区域を指定しておらず、この都市計画制度に則った効率的な都市活動の増進、優れた環境の保護、特色あるまちなみ形成などへの取り組みを行っておらず、昭和以降は各時代の流れに応じ、“大正ロマンのまちづくり構想”による駅周辺の中心市街地活性化事業や、“リフレッシュビレッジ構想”による潮山周辺の観光施設整備等に取り組んできた。

昭和 30 年以降より人口減少が続き、明治期から昭和初期の建造物においても空き家が増加をしていることも含め、住民等へのまちづくりへの普及・啓発を図りながら、地域の実情に応じた土地利用の規制導入に関する検討を行い、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進を図っていく必要がある。

（7）景観計画等との関係

①　景観計画

景観形成施策に関して、本町は景観条例を施行しておらず、全域が熊本県景観計画区域に含まれ規制区域となっており、国道 219 号沿線が多良木町との境界から町道浜川・中猪線との交差点まで特定施設届出地区となっている。

今後は、第 4 章に定める重点区域及びその周辺を中心として、地域固有の景観を後世へ継承していくため、景観形成施策と事業推進の両輪で歴史的風致の維持向上を進めることを基本とし、計画期間内に景観行政団体への移行と景観計画の策定に向けた検討を行っていくこととする。

熊本県景観計画　地域・地区指定概要図

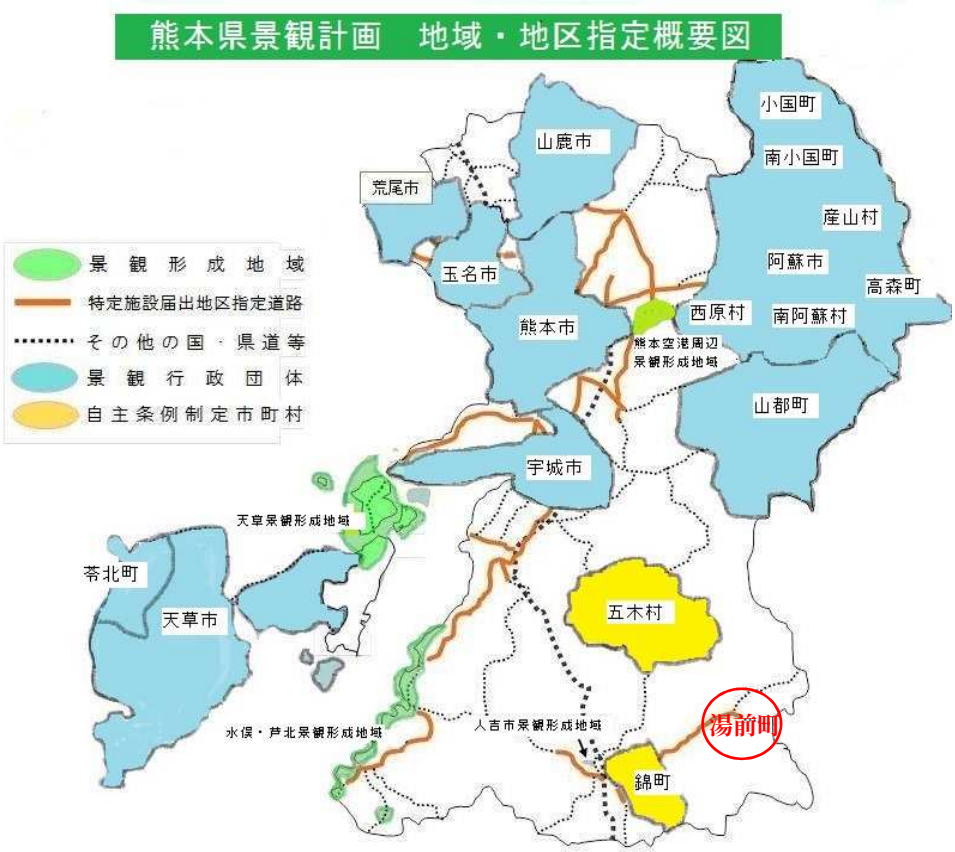

② 屋外広告物条例との連携

本町は、屋外広告物においても景観形成施策と同様に、全域が熊本県屋外広告物条例の規制区域となっており、奥球磨県立自然公園指定との関係から、町中央下部の潮山周辺が第一種禁止地域に、また、国道 219 号線及び 388 号線沿線が第 3 種禁止地域となっている。

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、第 4 章に定める重点区域とその周辺を中心として、熊本県との連携強化を図るとともに、景観団体への移行検討において、屋外広告物に係る条例等も併せて検討を進め、地域住民や事業者等の意識の向上を図り、本町の良好な景観の保全や形成を目指していくこととする。

熊本県屋外広告物条例規制概要図

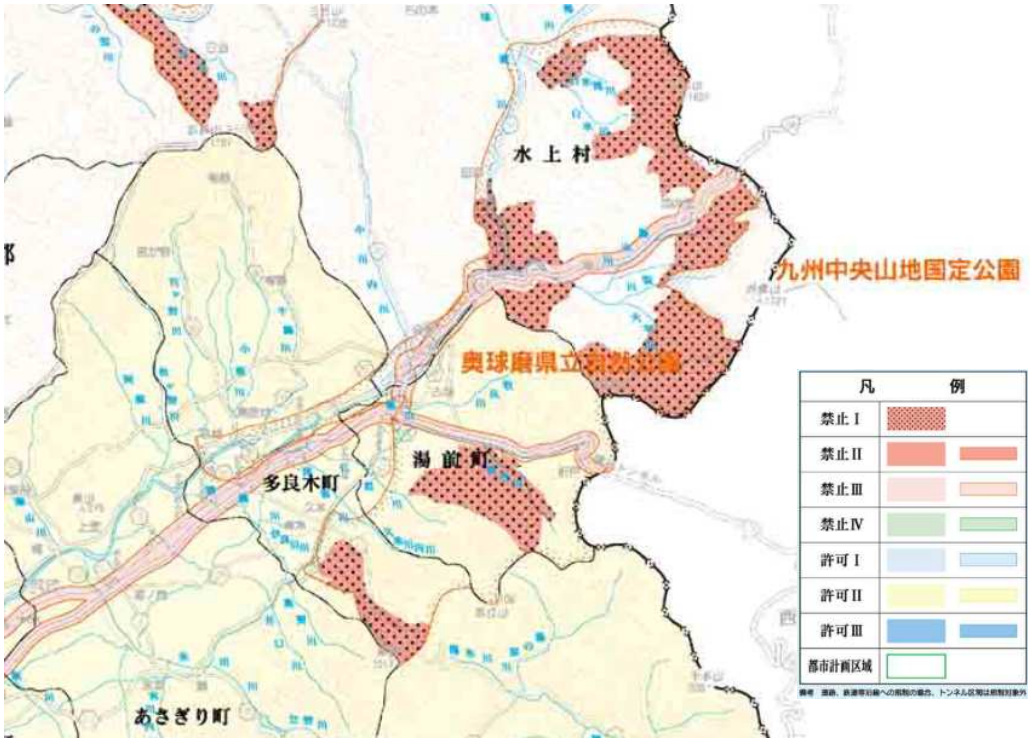

（８）湯前農業振興地域整備計画との関係

本町の歴史的風致の範囲には、水田や畑地といった農業振興地域整備計画の対象となっている農用地が含まれており、豊かな田園風景の維持といった面からも、耕作放棄地の解消や未然の発生防止、生活環境施設の整備等で連携を図っていくこととする。

湯前農業振興地域整備計画区域内の農用地区域

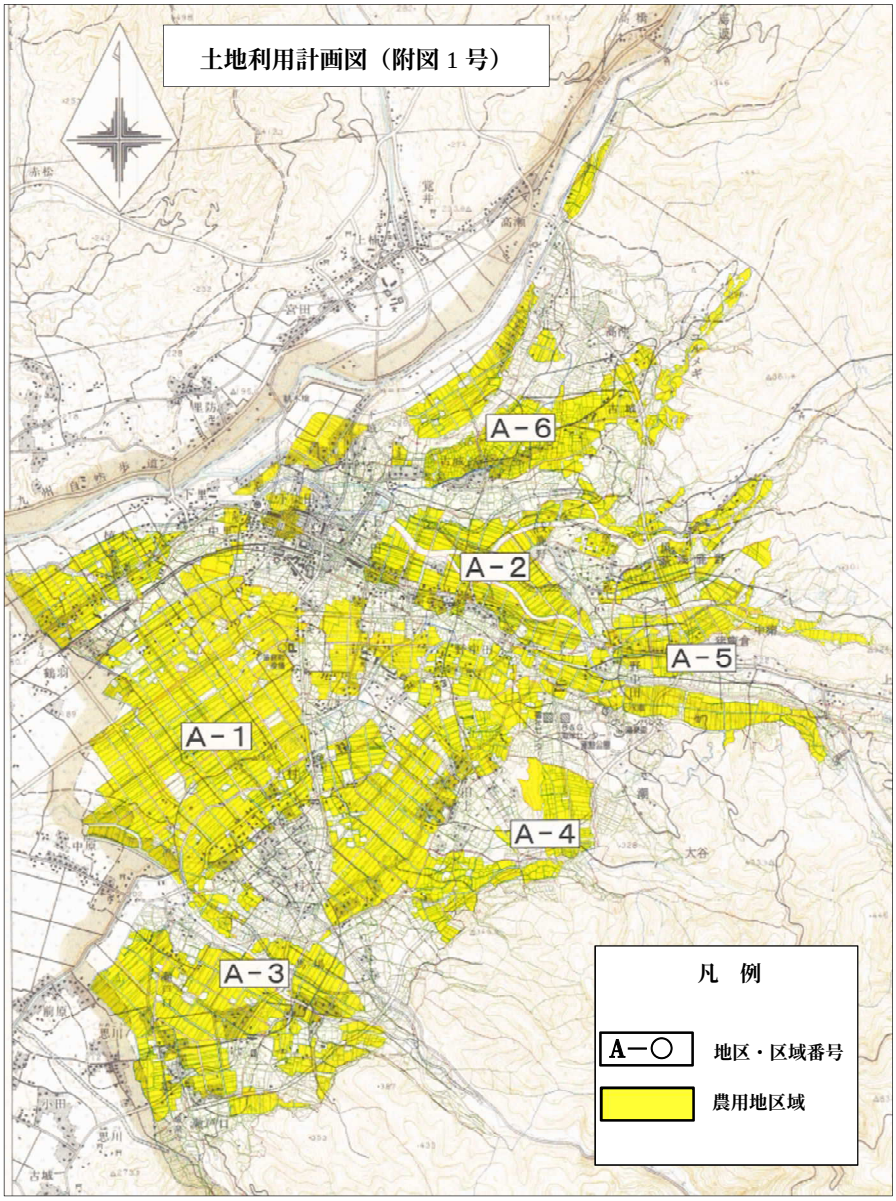

３．歴史的風致の維持向上方針

湯前町の維持向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、以下のとおり方針を定める。

（１）歴史的建造物の維持保全に関する方針

本町の歴史的建造物で、国または県・市の指定文化財あるいは登録有形文化財は、文化財保護法や熊本県文化財保護条例及び湯前町文化財保護条例に基づき、適切に維持保全する。

指定を受けていない歴史的建造物については、実態調査のうえ、所有者と協議を行い、歴史的風致形成建造物の指定や文化財の指定とともに、建造物の公開などの積極的な活用に向けた支援方策を検討する。

また、耐震対策が施されていない歴史的建造物については、想定される大規模地震から守るとともに、建造物を活用して活動する地域住民等の人命を守るために、適切な耐震診断や耐震補強などを行う。

さらに、特に本地域の歴史的建造物の特徴である茅葺き屋根の保全に関しては、人吉球磨地域の市町村で構成される人吉球磨日本遺産活用協議会との連携を図りながら原料確保や技術継承といった対策の検討を進めていく。

歴史的風致形成建造物のうち、民間所有で維持補修の実施が困難な場合は、改修等の支援を行うとともに、維持保全に関する協定の締結や建造物の移管等により、適切な維持保全を図っていき、歴史的風致の継承に効果的な活用を進める。

また、疎水幸野溝の維持保全に関しては管理団体である幸野溝土地改良区や受益農家等と連携し、適切な維持管理を図っていくこととし、沿線の防草対策や植栽などによる景観向上を図っていくものとする。

（２）伝統を反映した人々の活動に関する方針

地域の伝統的な祭礼や行事、民俗芸能は、地域住民の活動を主体として、保存継承されてきており、今後もこれらの地域住民活動によって継承されることが求められる。

このことから、地域の伝統的な祭礼や行事、民俗芸能が継続的に開催できるよう必要な支援を行うとともに、保存会等の担い手育成に寄与する活動についても積極的に支援を進め、映像や文書による保存・記録を推進する。

また、本町における地域の伝統的な祭礼や行事は、農林業などの一次産業との関連性が深く、これまで各種事業による農林業の担い手育成等をはじめ、一般社団法人湯前町農業公社の設立などにより、耕作放棄地の解消や発生予防といった取り組みを行っており、優良な農地と豊かな田園風景を次世代に継承していく事業を続けている。

今後とも、本町の基幹産業である農林業をはじめ、歴史的な背景の中で綿々と受け継がれている地域産業の維持向上を図り、地域住民の暮らしの中で続けられている民俗芸能や、関係する歴史的建造物等に関する多様な情報の発信、学校教育との連携といった地域一体となった取り組みを進め、地域住民等による歴史文化的価値の再認識を図り、郷土愛の醸成に繋げ、保存継承に係る活動などへの積極的な参画を促していくこととする。

（３）まちなみと景観形成に関する方針

良好な景観の維持には、官民が相互に協力しながら、規制や事業の両面から良好なまちなみ整備や景観形成を進める必要がある。景観の形成に関しては、本計画期間中に景観計画や景観条例の制定を目指すこととして、併せて屋外広告物に関する条例制定も検討を進める。

事業に関しては、歴史的風致を構成する建造物の維持保全や周辺環境の整備は基より、第 7 章で定める歴史的風致形成建造物の改修や関連する道路事業等も含め歴史的な環境と調和したまちなみの形成を図っていくこととする。

また、地域住民の協力を得ながら、第 4 章に定める重点区域を中心としながらも、歴史的建造物周辺の総合的な整備と、中心市街地、集落部との区分なく歴史文化と田園風景の維持向上といった町全体に及ぶまちなみと景観形成に関する取り組みを地域一体となって推進していくこととする。

特に喫緊の課題ともなっている、豊かな田園風景の維持向上に関しては、産学官の連携や都市部住民との交流、地域間の連携等を通じ、歴史ある地域特有の風情を継承していくものとする。

（4）歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する方針

本町の歴史的資源及び祭礼や伝統芸能は、地域の風土、地勢及び歴史的背景が作り出したものであり、これらを維持向上させ後世に継承していくためには、地域住民等の歴史的資源への認識と意識の向上を図ることが必要となっている。

このことは、観光客の増加によって更に向上するものであり、地域住民等及び観光客に向けて、パンフレットやガイドブックなどの多様な媒体を活用し、積極的に情報発信を行うことと併せ、ICT（Information and Communication Technology）の活用を推進する。

また、本町を訪れる観光客に、地域の魅力を十分に感じてもらうための歴史的建造物や史跡を周遊するコースの情報を発信する案内看板の整備や意匠等の統一といった取り組みを進め、観光振興につなげる。

さらに、観光案内人等に対する情報提供や活動助成などの支援を積極的に実施するとともに、これらの住民団体等と地域住民や民間企業等との連携を促し、活動のより一層の推進と新たな展開を促していく。

４．計画の実施方法及び推進体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。

このようなことから、本計画の推進体制は、本計画策定に主体的に係るまちづくり関連課と文化財関連課が担当し、各事業担当課と庁内の横断的な連携を図りつつ、本計画の総合的かつ効果的な進行を図っていくものとする。

また、湯前町歴史的風致維持向上協議会は、計画の円滑な実施に係る連絡調整や計画変更の協議を行うとともに、湯前町文化財保護委員会等とも協議を行い、計画を推進していくものとする。

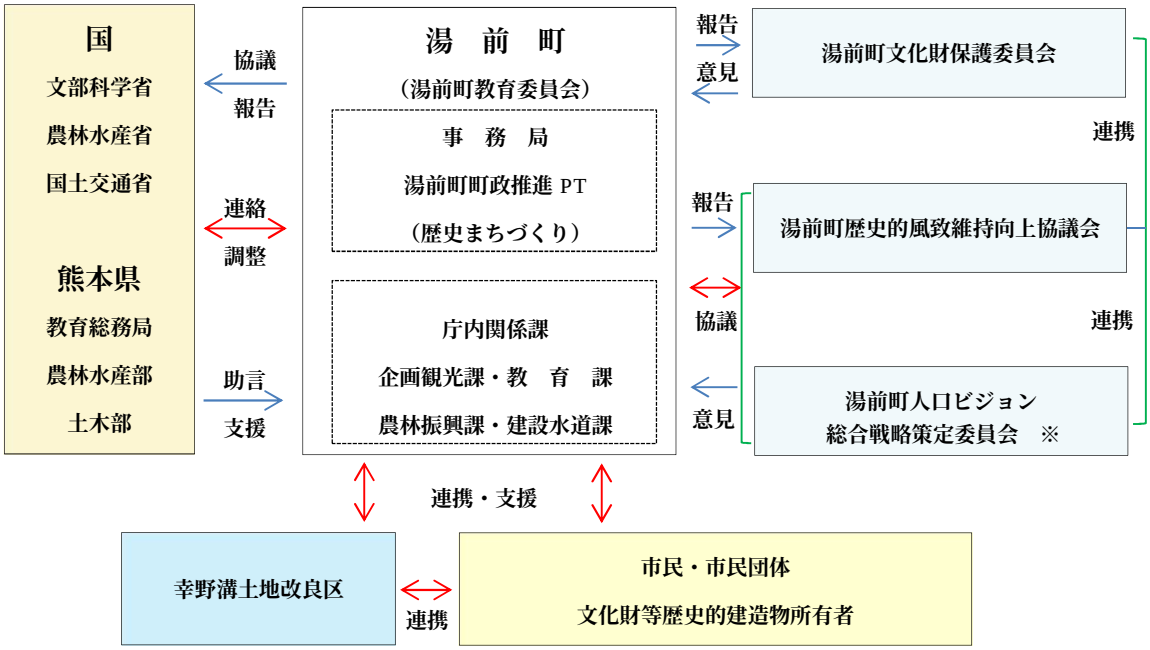

※　湯前町人口ビジョン・総合戦略策定委員会

まち・ひと・しごと創生法に基づく湯前町人口ビジョン・総合戦略の策定に関し、町長の諮問に応じて必要な事項を審議し、その結果を町長に答申する委員会。総合戦略に定める重要業績評価指標の検証も行う組織。